

京都市自転車安心安全条例の一部を改正する条例（平成29年3月30日京都市条例第42号）（建設局自転車政策推進室）

自転車の利用に係る交通事故が発生した際の被害者の救済等を図るために、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1　自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入の義務

次の(1)から(4)までの者は、自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等（以下「自転車損害賠償保険等」という。）に係る契約の締結又は当該契約への加入をしなければならないこととしました。

(1)　自転車を利用する者（本市の区域外に住所を有する者で、本市の区域内において自転車を利用する者を含む。）

(2)　事業活動において従業者に自転車を利用させる事業者

(3)　自転車の貸出しを業とする者

(4)　自転車を自らの事業の用に供する目的で貸し出す者

2　自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入の確認及び情報の提供

(1)　自転車の小売等を業とする者は、自転車を販売等を行うに当たっては、当該自転車の購入者等が自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者であるか否かを確認するよう努めなければならない。

この場合において、自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者であることを確認することができないときは、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(2)　自転車駐車場の管理を業とする者並びに宅地建物取引業者及び賃貸住宅の管理を業とする者は、その利用者等又は取引の相手方に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(3)　事業者及び学校の長は、従業者又は学生等が本市の区域内において自転車を通勤又は通学に利用していることを知ったときは、当該従業者又は学生等が自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者であるか否かを確認するよう努めなければならない。

3　その他

その他規定を整備することとしました。

この条例は、平成29年10月1日から施行することとしました。ただし、自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入の義務のうち自転車を利用する者に関する規定、自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入の確認及び情報の提供に関する規定及びその他的一部の規定は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市自転車安心安全条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年 3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第42号

京都市自転車安心安全条例の一部を改正する条例

第1条 京都市自転車安心安全条例の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「関係事業者」を「事業者」に改める。

第2条第2号中「自転車損害賠償保険等」を「自転車損害賠償保険等」に、「に関する」を「の利用に係る」に改め、「生じた」の右に「他人の生命又は身体に対する」を加え、同条第4号を次のように改める。

(4) 自転車小売等業者 自転車(中古の自転車を含む。)の小売又は整備若しくは修理を業とする者をいう。

第2条中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 自転車貸出業者等 自転車の貸出しを業とする者及び自転車を自らの事業の用に供する目的で貸し出す者をいう。

(6) 自転車駐車場管理業者 自転車駐車場の管理を業とする者をいう。

(7) 宅地建物取引業者等 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者及び賃貸住宅の管理を業とする者をいう。

第3条第2号中「点検整備」を「点検及び整備又は修理」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入の勧奨

第4条第2項中「整備」の右に「又は修理」を加え、同条第3項中「自転車損害保険等に加入するよう」を「自転車損害賠償保険等に係る契約の締結及び当該契約への加入に」に改める。

第5条の見出し中「関係事業者」を「事業者」に改め、同条第1項中「関係事業者」を「自転車小売等業者、自転車貸出業者等、自転車駐車場管理業者及び宅地建物取引業者等」に改め、同条第2項中「関係事業者」を「前項の事業者」に、「事業者」を「他の事業者」に改め、同条第3項中「自転車小売業者」を「自転車(中古の自転車を含む。)の小売を業とする者」に、「自転車損害保険等に」を「自転車損害賠償保険等に」に、「自

転車損害保険等への」を「自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への」に改め、同条第4項を削る。

第8条第5項中「従業員」を「従業者」に改め、同条第6項中「就学前の児童を養育する保護者」を「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。）」に改める。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入の義務）

第9条 事業者は、その事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、当該自転車を利用する者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入をしなければならない。

2 自転車貸出業者等は、自転車を借り受けようとする者に自転車を貸し出すときは、当該自転車を利用する者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入をしなければならない。

第2条 京都市自転車安心安全条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項を削る。

第5条第3項を削る。

第9条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

自転車利用者（未成年者を除く。）は、自らが被保険者となる自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入をしなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者となっているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入をしなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該未成年者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者となっているときは、この限りでない。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(自転車損害賠償保険等に係る契約の締結又は当該契約への加入の確認及び情報の提供)

第10条 自転車小売等業者は、自転車を販売し、又は整備し、若しくは修理するに当たっては、当該自転車を購入しようとする者又は当該自転車の整備若しくは修理を依頼する者（以下「自転車購入者等」という。）が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者であるか否かを確認するよう努めなければならない。この場合において、当該自転車購入者等が当該自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者であることを確認することができないときは、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 自転車駐車場管理業者は、その管理する自転車駐車場の利用者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 宅地建物取引業者等は、その全部又は一部を居住の用に供する建物につき売却若しくは交換（当該建物を引き渡す場合に限る。以下同じ。）又は売却、交換若しくは賃借の代理若しくは媒介を行う場合の取引の相手方（賃借の代理又は媒介にあっては、賃借人）又はその管理する賃貸住宅の賃借人に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

4 事業者は、従業者が本市の区域内において自転車を通勤に利用していることを知ったときは、当該従業者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者であるか否かを確認するよう努めなければならない。

5 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、専修学校並びに各種学校の長は、児童、生徒及び学生（以下「学生等」という。）が本市の区域内において自転車を通学に利用していることを知ったときは、当該学生等が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に係る契約の被保険者であるか否かを確認するよう努めなければならない。

附 則

この条例中第1条の規定は平成29年10月1日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

(建設局自転車政策推進室)